市第 135 号議案

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例(番号)

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例

(設置)

第1条 特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「法」という。)第5条第2項第3号の設置運営事業者等を選定する等のため、市長の附属機関として、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会(以下「委員会」という。)を置く

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について 調査審議し、答申し、又は意見を具申する。
 - (1) 法第6条第1項の規定により定める実施方針のうち同条第2 項第4号に掲げる事項に関すること。
 - ② 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること
 - (3) その他市長が必要と認める事項 (組織)

- 第3条 委員会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織する
- 2 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため 必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委 員を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (この条例の失効)
- 2 この条例は、法第9条第10項に規定する政令で定める期間の末日限り、その効力を失う。

提案理由

特定複合観光施設区域整備法第5条第2項第3号の設置運営事業者等を選定する等の目的で、市長の附属機関として横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を設置するため、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を制定したいので提案する。

参考

地方自治法 (抜粋)

第 138 条 の 4 (第 1 項 及 び 第 2 項 省 略)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若 しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任 する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする 。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定がある ものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。